



# 宮 崎 県 公 報

平成25年6月20日(木曜日) 第2498号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 登録特定行為事業者の名称、所在地等の変更…(長寿介護課) 1
- 登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更……………( “ ) 1
- 民有林の保安林の指定予定……………(自然環境課) 1
- 保安林の指定予定の通知(2件)……………( “ ) 2
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定……………(建築住宅課) 2

### 公 告

- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見(2件)……………(商工政策課) 2
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(農村整備課) 3

- 土地改良区の役員の就退任の届出(6件)……………(農村整備課) 3
- 土地改良区の定款変更の認可……………( “ ) 5
- 建設業法に基づく建設業者の営業停止の命令……………(管理課) 5
- 入札公告……………5

### 病院局公告

- 入札公告……………6

### 選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数……………7
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数……………8
- 個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設の一部改正……………8

## 告 示

### 宮崎県告示第 379号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第2項において準用する第48条の6第1項の規定により、登録特定行為事業者の名称又は主たる事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

変更前		変更後		変 更 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	主たる事務所の所在地	
社会福祉法	宮崎市佐土	社会福祉法	宮崎市佐土	平成25年

人一寿会	原町下田島 字広瀬川四 18775番地 2	人星空の都	原町下那珂 3165番地1	4月1日
------	--------------------------------	-------	------------------	------

### 宮崎県告示第 380号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)附則第20条第2項において準用する第48条の6第1項の規定により、登録特定行為事業者の事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

登 録 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
451000003	特別養護老人ホーム松見園	宮崎市佐土原町下那珂3165番地1	特別養護老人ホーム星空の都さどわら	宮崎市佐土原町下那珂3165番地1	平成25年4月1日
451000004	特別養護老人ホーム松見園(短期入所)	宮崎市佐土原町下那珂3165番地1	特別養護老人ホーム星空の都さどわら(短期入所)	宮崎市佐土原町下那珂3165番地1	平成25年4月1日
451000015	特別養護老人ホーム日向園	宮崎市吉村町平塚甲1820番地	特別養護老人ホーム星空の都ひゅうが	宮崎市吉村町平塚甲1820番地	平成25年4月1日
451000016	特別養護老人ホーム日向園(短期入所)	宮崎市吉村町平塚甲1820番地	特別養護老人ホーム星空の都ひゅうが(短期入所)	宮崎市吉村町平塚甲1820番地	平成25年4月1日

### 宮崎県告示第 381号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市大字楠原字上城北平2040 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 382号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町山田字床浪78-9・78-10 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 383号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字桑野内字鳥越1143-1 (次の図に示す部分に限る。)、1165-4
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。字鳥越1165-4 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
  - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 384号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	申請者氏名	位置	道路の概要(メートル)		指定年月日
			幅員	延長	
(小林)25-2	株式会社小堀不動産代表取締役小堀貴志	小林市水流迫字小林原1082番2の一部、1082番10の一部、1082番13	6.00 ～ 6.05	66.84	平成25年5月31日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 西都農業協同組合Aコープさいと店
  - 西都市大字右松2108番地 外18筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
  - 法第6条第1項の規定による届出
  - 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 平成25年3月19日
- 3 意見の概要
  - 意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
  - (1) 場所
    - 宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター
  - (2) 期間
    - 平成25年6月20日から平成25年7月22日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という)

。）第 8 条第 1 項の規定により、西都市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
西都農業協同組合Aコープさいと店  
西都市大字右松2108番地 外18筆
- 2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日  
法第 6 条第 2 項の規定による届出  
大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
平成25年 3 月19日
- 3 意見の概要  
意見なし
- 4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

平成25年 6 月20日から平成25年 7 月22日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、沖水川筋土地改良区（都城市）の役員の就任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	山 下 京 告	都城市祝吉 3 丁目 8 - 8
理 事	宮 元 博 巳	都城市郡元 4 丁目 11 - 5

（任期：平成27年 4 月15日まで）

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町八重地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	國 部 剛	宮崎市田野町乙1376番地 1

（任期：平成27年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	岩 城 憲 二	宮崎市田野町乙 959番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、保揚枝原土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	今別府 泰 志	小林市真方5641番地 1
理 事	高 田 春 男	小林市北西方4698番地36
理 事	鷗 野 義 春	小林市東方6223番地
理 事	吉 蘭 和 文	小林市真方3912番地
理 事	大 部 実 男	小林市真方3742番地の 3
理 事	永 久 井 博 昭	小林市北西方5308番地
監 事	海 蔵 初 明	小林市東方6103番地の22
監 事	今別府 健 作	小林市北西方5758番地

（任期：平成27年 3 月31日まで）

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	今別府 泰 志	小林市真方5641番地 1
理 事	高 田 春 男	小林市北西方4698番地36
理 事	鷗 野 等	小林市東方6223番地
理 事	相 場 幸 雄	小林市細野4719番地16
理 事	大 部 実 男	小林市真方3742番地の 3
理 事	青 木 幸 夫	小林市真方6541番地の 6
監 事	海 蔵 初 明	小林市東方6103番地の22
監 事	今別府 健 作	小林市北西方5758番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、江原土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6 月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	黒 木 弘 久	宮崎市佐土原町東上那珂 13807番地18
理 事	上 村 淳 一	宮崎市佐土原町東上那珂 14100番地
理 事	高 山 武 幸	宮崎市佐土原町東上那珂 13636番地 3
理 事	図 師 正 文	宮崎市佐土原町東上那珂 13622番地 1
理 事	武 島 利 英	宮崎市佐土原町東上那珂 13743番地 1
監 事	西 原 浩 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13797番地 1
監 事	春 山 幸 則	宮崎市佐土原町東上那珂 15779番地 1 町宮下村55-14

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	外 山 実 郎	宮崎市佐土原町東上那珂 13697番地 1
理 事	圖 師 孝 一	宮崎市佐土原町東上那珂 13727番地 2
理 事	岩 切 光 治	宮崎市佐土原町東上那珂 13884番地 1
理 事	岩 切 重 美	宮崎市佐土原町東上那珂 13108番地 1
理 事	伊 崎 浩	宮崎市佐土原町東上那珂 13643番地
監 事	日 高 康 至	宮崎市佐土原町東上那珂 14009番地
監 事	日 高 睦 浩	宮崎市佐土原町東上那珂 13804番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
 田野町鹿村野地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任に

ついて次のとおり届出があった。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	伊 賀 康 行	宮崎市田野町乙 13218番地 1

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
監 事	川 越 林	宮崎市大字本郷南方2979番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、  
 山中土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のと  
 おり届出があった。

平成25年6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地
理 事	重 信 喜 一 郎	高原町大字広原1198番地
理 事	坂 口 正 美	小林市細野5247番地
理 事	齋 藤 洋 光	小林市細野1851番地の 1
理 事	堂 籠 哲 生	小林市細野5249番地13
監 事	福 井 徹	小林市細野5256番地 3
監 事	黒 木 薫	小林市細野5434番地 1

(任期：平成28年3月31日まで)

2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	荒 武 辰 夫	小林市細野5489番地
理 事	坂 口 正 美	小林市細野5247番地
理 事	齋 藤 洋 光	小林市細野1851番地の 1
理 事	堂 籠 哲 生	小林市細野5249番地13
理 事	吉 留 健 一	小林市細野5600番地の 4

監 事	福 井 徹	小林市細野5256番地 3
監 事	町 浦 征 次	小林市細野5565番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田野町北地区土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成25年 6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	船ヶ山 信 光	宮崎市田野町甲2030番地 2
副理事長	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17
理 事	川 添 正 行	宮崎市田野町甲2077番地 1
理 事	川 越 栄 二	宮崎市田野町乙9689番地
理 事	仕 垣 次 雄	宮崎市田野町乙 10130番地 2
代表監事	永牟田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5
監 事	末 原 清 利	宮崎市田野町乙8534番地

（任期：平成28年 4月 8日まで）

#### 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事	船ヶ山 信 光	宮崎市田野町甲2030番地 2
理 事	石 黒 和 男	宮崎市田野町甲2081番地 9
理 事	野 田 孝 一	宮崎市田野町乙8531番地 1
理 事	仕 垣 次 雄	宮崎市田野町乙 10130番地 2
監 事	永牟田 茂	宮崎市田野町甲2801番地 5
監 事	甲 斐 新一郎	宮崎市田野町乙9451番地17

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、長田土地改良区（三股町）から平成25年 4月11日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年 6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第28条第 3 項の規定により、

建設業者の営業の一部の停止を次のとおり命じた。

平成25年 6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 処分をした年月日  
平成25年 6月10日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地及び許可番号  
有限会社山之上造園土木  
宮崎県小林市水流迫 277-7  
宮崎県知事許可（般-24）第3985号
- 3 処分を受けた者の代表者の氏名  
飯田 和浩
- 4 処分の内容  
平成25年 6月25日から平成25年 7月 9日までの15日間、造園工事業に係る営業のうち、公共工事に係るものの営業停止を命じる。

注 公共工事とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

- 5 処分の原因となった事実  
有限会社山之上造園土木が、宮崎県発注に係る道路植栽工事の入札参加資格確認申請において、内容を改ざんした書類を用いて配置予定技術者の工事経験を偽り、虚偽の申請をしたことは、建設業法第28条第 1 項第 2 号に該当する。

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 6月20日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
  - (1) 借入物品及び数量 汎用電子計算機 一式
  - (2) 借入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 契約期間 平成26年 1月 1日から平成30年12月31日まで
  - (4) 納入場所 仕様書のとおり
  - (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借料 1月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。  
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 契約に係る特約事項
  - (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格  
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
- (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づき競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。ただし、同要綱に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
- (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置及び設定できると認められる者であること。
- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は、(2)~(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 次に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員並びに暴力行為の常習犯又はその恐れのある者でないこと。  
ア 暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体をいう。  
イ 暴力団員とは、暴対法第2条第6号に規定する暴力団の構成員をいう。  
ウ 暴力団準構成員とは、暴力団員以外の者であつて、暴力団の周辺にあり、これと交わりを持つ次のいずれかに該当する者をいう。  
(ア) 暴力団の威力を背景に暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行う恐れがある者。  
(イ) 暴力団又は暴力団員に対し、賃金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力し、又は関与する者。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- 4 入札参加資格等の審査  
入札に参加しようとする者は、前記3の資格要件を満たすことを証明できる書類を提出しなければならない。  
なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- (2) 提出期間 平成25年6月20日（木）から平成25年7月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵便にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成25年7月26日（金）までに通知する。

- 5 契約条項を示す場所及び期間  
(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係  
(2) 期間 平成25年6月20日（木）から平成25年7月29日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付  
(1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係  
(2) 期間 平成25年6月20日（木）から平成25年7月19日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）
- 7 入札及び開札の場所及び日時  
(1) 場所 宮崎県警察本部1階102会議室  
(2) 日時 平成25年7月30日（火）午後2時
- 8 入札保証金  
入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項  
宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法  
予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部局  
宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509 電話番号0985(31)0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- 13 その他  
(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary  
(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Host computer system, lset  
(2) Time limit for tender 2:00 p.m. 30 Jul, 2013  
(3) Contact point for the notice : Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

## 病院局公告

### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年6月20日

宮崎県立延岡病院長 楠元志都生

- 1 競争入札に付する事項  
(1) 購入物品及び数量 放射線治療装置 一式  
(2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 物品納入期限 平成26年3月7日（金）  
(4) 納入場所 県立延岡病院放射線科  
(5) 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の5

に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成25年宮崎県告示第124号に規定する資格を有する者で、営業種目が医療・理化学機器類のものであること。

イ 薬事法（昭和35年法律第145号）第39条第1項の規定による高度管理医療機器等の販売業の許可を受けている者であること。

ウ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。

エ 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを契約担当者の求めに応じて速やかに提供できる者であること。

オ 宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年宮崎県告示第93号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。

なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、指名停止を受けたときから入札に参加することはできない。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ア、イ、ウ及びエの資格要件を満たすことを証明できる書類を平成25年7月9日（火）までに県立延岡病院医事課に提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

## 3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

(2) 期間 平成25年6月20日から平成25年7月10日まで（土曜日、日曜日を除く。）

## 4 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立延岡病院医事課財務担当

(2) 期間 平成25年6月20日から平成25年7月10日まで（土曜日、日曜日を除く。）

## 5 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所 県立延岡病院2階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10

(2) 日時 平成25年6月25日（火）午後2時

## 6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院医事課財務担当

(2) 提出期限 平成25年7月11日（木）午後2時

（送付にあっては平成25年7月11日（木）午前12時必着）

(3) 提出方法 持参又は送付（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

## 7 開札の場所及び日時

(1) 場所 県立延岡病院2階地域医療センター 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10

(2) 日時 平成25年7月11日（木）午後2時

## 8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。

## 9 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条に規定する入札は、無効とする。

## 10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

## 11 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院医事課財務担当 宮崎県延岡市新小路2丁目1-10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181

## 12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

## 14 Summary

(1) Nature and quantity of the Products to be Purchased: Radiation Therapy Treatment System 1Set

(2) Time Limit for Tender:2:00 p.m. 11 July, 2013

(3) Contact Point for the Notice: Medical Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji Nobeoka-City, Miyazaki Prefecture, 882-0835 Japan. Tel: 0982-32-6181

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年6月2日現在次のとおりである。

平成25年6月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,570人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,060人

宮崎県選挙管理委員会告示第18号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年6月2日現在次のとおりである。

平成25年6月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

宮崎市選挙区	108,347人
都城市選挙区	45,918人

延岡市選挙区	35,680人
日南市選挙区	15,992人
小林市（西諸県郡高原町の区域を含む。）選挙区	16,204人
日向市選挙区	17,151人
串間市選挙区	5,776人
西都市（児湯郡西米良村の区域を含む。）選挙区	9,368人
えびの市選挙区	6,073人
北諸県郡選挙区	6,672人
東諸県郡選挙区	7,841人
児湯郡（西米良村の区域を除く。）選挙区	19,863人
東臼杵郡選挙区	8,367人
西臼杵郡選挙区	6,244人

宮崎県選挙管理委員会告示第19号

個人演説会、政党演説会又は政党等演説会に使用できる施設として市町村選挙管理委員会が指定した施設（平成18年宮崎県選挙管理委員会告示第65号）の一部を次のように改正する。

平成25年6月20日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 （平成24年11月26日現在）			市町村の選挙管理委員会が指定した個人演説会等公営施設一覧 （平成25年6月2日現在）		
施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数	施設 の 名 称	施設 の 所 在 地	収容 見込 人数
[略]			[略]		
南部自治公民館	〃 大字塩路南田 657番地	50	南部自治公民館	〃 大字塩路南田 <u>656番地</u>	50
[略]			[略]		
山崎農村研修センター	〃 山崎町四郎房 881番地	60	山崎農村研修センター	〃 山崎町四郎房 881番地	60
浦田自治公民館	〃 大字瓜生野4599番地	50	浦田自治公民館	〃 大字瓜生野4575番地	50
[略]			[略]		
加江田保育園	〃 大字加江田3672番地 5	40	加江田保育園	〃 大字加江田4462番地 <u>1</u>	40
[略]			[略]		
太田自治公民館	〃 太田3丁目2番10号	50	太田自治公民館	〃 太田3丁目 <u>139-1</u>	50
[略]			[略]		
有田ふれあい館	〃 大字有田字高峯ノ下19番地	200	有田ふれあい館	〃 大字有田1981番地	200
大塚町中区自治公民館	〃 大塚町樋之口1992-1番地	300	大塚町中区自治公民館	〃 大塚町樋之口1992番地 <u>1</u>	300
[略]			[略]		
[略]			[略]		
ささめ教育集会所	〃 塩浜町4丁目1725番地17	60	ささめ教育集会所	〃 塩浜町4丁目1725番地17	60
[略]			延岡市恒富南コミュ ニティセンター	〃 緑ヶ丘5丁目1番16号	<u>70</u>
[略]			延岡市一ヶ岡コミュ ニティセンター	〃 南一ヶ岡2丁目17番1号	<u>120</u>
[略]			[略]		
大崩研修棟	〃 北川町川内名 10457番地1	100	大崩研修棟	〃 北川町川内名 10457番地1	100
[略]			延岡市北川コミュ ニティセンター	〃 北川町川内名7250番地	<u>80</u>

<p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">学習等供用施設四日市館</td> <td style="width: 30%;">〃 大字岡富 479番地</td> <td style="width: 40%; text-align: right;">130</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学習等供用施設麓・平城館</td> <td>〃 大字三納 <u>10368番地 3</u></td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学習等供用施設竹園館</td> <td>〃 大字右松 <u>607番地</u></td> <td style="text-align: right;">160</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>法元公民館</td> <td>〃 大字三宅4385番地</td> <td style="text-align: right;"><u>60</u></td> </tr> <tr> <td>学習等供用施設平郡館</td> <td>〃 大字平郡 <u>925-1</u></td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国富町本庄東部体育館</td> <td>〃 大字本庄2367番地 2</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	学習等供用施設四日市館	〃 大字岡富 479番地	130	[略]	[略]	[略]	学習等供用施設麓・平城館	〃 大字三納 <u>10368番地 3</u>	200	[略]	[略]	[略]	学習等供用施設竹園館	〃 大字右松 <u>607番地</u>	160	[略]	[略]	[略]	法元公民館	〃 大字三宅4385番地	<u>60</u>	学習等供用施設平郡館	〃 大字平郡 <u>925-1</u>	150	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	国富町本庄東部体育館	〃 大字本庄2367番地 2	400	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">学習等供用施設四日市館</td> <td style="width: 30%;">〃 大字岡富 479番地<u>1</u></td> <td style="width: 40%; text-align: right;">130</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学習等供用施設麓・平城館</td> <td>〃 大字三納 <u>10367番地 1</u></td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学習等供用施設竹園館</td> <td>〃 大字右松 <u>604番地 2</u></td> <td style="text-align: right;">160</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>学習等供用施設法元館</td> <td>〃 大字三宅4385番地<u>1</u></td> <td style="text-align: right;"><u>70</u></td> </tr> <tr> <td>学習等供用施設平郡館</td> <td>〃 大字平郡 <u>925番地 1</u></td> <td style="text-align: right;">150</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>国富町本庄東部体育館</td> <td>〃 大字本庄2367番地 2</td> <td style="text-align: right;">400</td> </tr> <tr> <td>国富町北俣体育館</td> <td>〃 大字八代北俣2415番地</td> <td style="text-align: right;"><u>350</u></td> </tr> <tr> <td>国富町深年体育館</td> <td>〃 大字深年3071番地</td> <td style="text-align: right;"><u>400</u></td> </tr> <tr> <td>川南地区健康増進センター</td> <td>〃 大字嵐田1518番地 1</td> <td style="text-align: right;"><u>500</u></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	学習等供用施設四日市館	〃 大字岡富 479番地 <u>1</u>	130	[略]	[略]	[略]	学習等供用施設麓・平城館	〃 大字三納 <u>10367番地 1</u>	200	[略]	[略]	[略]	学習等供用施設竹園館	〃 大字右松 <u>604番地 2</u>	160	[略]	[略]	[略]	学習等供用施設法元館	〃 大字三宅4385番地 <u>1</u>	<u>70</u>	学習等供用施設平郡館	〃 大字平郡 <u>925番地 1</u>	150	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	国富町本庄東部体育館	〃 大字本庄2367番地 2	400	国富町北俣体育館	〃 大字八代北俣2415番地	<u>350</u>	国富町深年体育館	〃 大字深年3071番地	<u>400</u>	川南地区健康増進センター	〃 大字嵐田1518番地 1	<u>500</u>	[略]	[略]	[略]
学習等供用施設四日市館	〃 大字岡富 479番地	130																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
学習等供用施設麓・平城館	〃 大字三納 <u>10368番地 3</u>	200																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
学習等供用施設竹園館	〃 大字右松 <u>607番地</u>	160																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
法元公民館	〃 大字三宅4385番地	<u>60</u>																																																																																			
学習等供用施設平郡館	〃 大字平郡 <u>925-1</u>	150																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
国富町本庄東部体育館	〃 大字本庄2367番地 2	400																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
学習等供用施設四日市館	〃 大字岡富 479番地 <u>1</u>	130																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
学習等供用施設麓・平城館	〃 大字三納 <u>10367番地 1</u>	200																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
学習等供用施設竹園館	〃 大字右松 <u>604番地 2</u>	160																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
学習等供用施設法元館	〃 大字三宅4385番地 <u>1</u>	<u>70</u>																																																																																			
学習等供用施設平郡館	〃 大字平郡 <u>925番地 1</u>	150																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			
国富町本庄東部体育館	〃 大字本庄2367番地 2	400																																																																																			
国富町北俣体育館	〃 大字八代北俣2415番地	<u>350</u>																																																																																			
国富町深年体育館	〃 大字深年3071番地	<u>400</u>																																																																																			
川南地区健康増進センター	〃 大字嵐田1518番地 1	<u>500</u>																																																																																			
[略]	[略]	[略]																																																																																			

--	--